

石綿含有産業廃棄物の搬入時の注意事項

搬入検査不合格の場合は持ち帰りです。

フレキシブルコンテナ（フレコン）の場合

○ 二重梱包（飛散防止のため）

<透明なプラスチック袋（厚さ0.15mm以上）+フレコン>

合格（フレコン+透明な袋）密閉

不合格（フレコンのみの一重梱包）

不合格（不透明な内袋）



※搬入時は、フレコンの口を縛って密閉してください。

○ 裂け・破れ・劣化などのないフレコン（玉掛け作業の安全のため）

合格（裂け・破れ無し）

不合格（裂け・破れ有り）

不合格（経年劣化・脆化した袋）



長尺物の場合

○ 二重梱包（飛散防止のため）

<透明なプラスチックシート（厚さ0.15mm以上）+長尺用フレコン>

または<透明なプラスチックシート（厚さ0.15mm以上）で二重>

合格（二重梱包、番線などで束ねる）

不合格

不合格

※ガムテープなどで密閉

（一重梱包、破れ：飛散の恐れ）

（ブルーシート梱包：目視不可）



○ 荷姿や積載方法に注意（玉掛け作業の安全のため）

（縦2.4m、横1m、高さ50cm以内に梱包。角材等でワイヤー用の隙間を作る。梱包内の荷物大きさを揃える。）

合格

不合格

不合格

（積荷や車体の間に隙間あり）

（荷崩れしやすい、ワイヤー用隙間無し）

（大きさ不揃いのため移送中に変形）



廃石膏ボードの搬入時の注意事項

搬入検査不合格の場合は持ち帰りです。

廃石膏ボード個別受入基準（当センター搬入の手引き抜粋）

- ① 最大径がおおむね15センチメートル以下であること。
- ② 他の物質が付着し、混入し、又は封入されていないこと。

不合格事例（代表的なケース）

大きさ基準違反

＜一部または全量持ち帰り＞

1m程度の大きさのボード混入



廃棄物の固着（荷降ろし不可）

＜落ちない分は、原則持ち帰り＞



異物の混入

＜廃石膏ボード以外の廃棄物は取り除いてください。＞

ガラ袋などの異物混入



クロス分別が不十分



廃石膏ボードを搬入する前に、確認していただく注意事項

- ① 廃石膏ボードを破砕する前に、クロスや異物は取り除いてください。
- ② 積み込み前に、廃石膏ボードの大きさを確認してください。
- ③ 廃石膏ボードの積み置き、濡れ、圧密は固着の原因になります。
- ④ 固着が起こりそうな場合は、フレコン梱包での搬入を推奨します。
- ⑤ 石綿を含有している廃石膏ボードは、石綿含有産業廃棄物の受入基準を遵守して下さい。処理料金も石綿含有産業廃棄物扱いです。

その他、搬入時の一般的な注意事項

搬入検査不合格の場合は持ち帰りです。

廃棄物について

○ **粉じんの飛散性が高い廃棄物 ⇒ バラ積みをお断りする場合があります。**

<適切な搬入方法が不明な場合、事前にご相談ください>

(ALCなどシリカ系断熱材)

(粉の比重が軽く水に浮く物)

(飛散した粉じんが長時間舞う物)



○ **フレコンで石綿含有産業廃棄物以外を搬入する際の注意点**

- ① 石綿含有産業廃棄物と同様、裂け、破れ、劣化のない丈夫なフレコンをご使用ください。
- ② 検査員がフレコンを開いて廃棄物を確認するため、不透明な内袋は使用しないでください。
- ③ フレコンで搬入する場合でも、個別受入基準(大きさ、分別等)は守ってください。

車両について

○ **車両や荷台は適性ですか？**

<廃棄物を飛散させず、安全に作業できる車両を使用してください>

(荷台の穴あき)

(荷台背部扉固定金具破損)

(荷台背部扉が歪みにより閉まらず)



当センターの運営に支障がある車両、荷台による廃棄物の搬入はお断りいたします。

搬入車両の運転手の方へ

○ **持ち物について**

- ① 講習会修了証、② 予約確認書、③ マニフェスト(電子マニフェストの場合はマニフェスト番号)
- ④ 安全に作業できる装備(ヘルメット、手袋、安全靴、マスク、ゴーグル等)
- ⑤ ガムテープ等、梱包の軽微な破れを補修できる道具(フレコンによる搬入時)

○ **搬入ルートについて**

搬入車両は、行きも帰りも、以下のルートを通らないでください(詳細は搬入の手引き参照)。

通行禁止!

- ① 「大楠山入口」交差点(国道134号線側)からのルート
- ② 「金谷」交差点からのルート

○ **過積載、輸送中の荷崩れ、廃棄物の飛散防止にご注意ください。**